

# 速算表/実効税率表

相

続

税

贈

与

税

法

人

税

2022年4月1日から成年年齢が18歳になります。よって、上記施行日以後は、特例贈与の受贈者の年齢は、「その年の1月1日において18歳以上の者」に改正されます。

## 相続税の速算表

法定相続分に応じた取得金額(万円) A	税率(%) B	控除額(万円) C
超 0 ~ 以下 1,000	10%	—
1,000 ~ 3,000	15%	50
3,000 ~ 5,000	20%	200
5,000 ~ 10,000	30%	700
10,000 ~ 20,000	40%	1,700
20,000 ~ 30,000	45%	2,700
30,000 ~ 60,000	50%	4,200
60,000 ~	55%	7,200

### 計算方法

#### 1 遺産の総額を計算します。

(遺産+みなし相続財産・相続時精算課税に係る贈与財産)

− (債務・葬式費用+非課税財産)+3年以内の贈与財産

#### 2 基礎控除額を差し引きます。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

1 で求めた遺産総額 − 基礎控除額 = 課税遺産総額

#### 3 法定相続割合で分割したと仮定し、相続税の総額を計算します。

課税遺産総額 × 法定相続分 = 各法定相続分に応じた取得金額 A

各法定相続人の算出税額 = A × 税率 B − 控除額 C

相続税の総額 = 各法定相続人の算出税額を合計

#### 4 各人の取得財産に応じ、相続税額を按分します。

実際に相続した遺産の価額割合で、税額を按分します。

配偶者の税額軽減制度や未成年者控除等は、この時点で適用します。

# 相続税

## 相続税額・実効税率 早見表

### ■相続人＝配偶者＋子ども

(単位=万円)

遺産総額 <基礎控除前>	1次相続 2次相続 総計	子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども4人	
		相続税額 (合計)	実効税率	相続税額 (合計)	実効税率	相続税額 (合計)	実効税率	相続税額 (合計)	実効税率
5,000	1次	40	0.8%	10	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
	2次	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	40	0.8%	10	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
7,000	1次	160	2.3%	113	1.6%	80	1.1%	50	0.7%
	2次	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	160	2.3%	113	1.6%	80	1.1%	50	0.7%
10,000	1次	385	3.9%	315	3.2%	262	2.6%	225	2.3%
	2次	160	1.6%	80	0.8%	20	0.2%	0	0.0%
	総計	545	5.5%	395	4.0%	282	2.8%	225	2.3%
15,000	1次	920	6.1%	748	5.0%	665	4.4%	587	3.9%
	2次	580	3.9%	395	2.6%	270	1.8%	210	1.4%
	総計	1,500	10.0%	1,143	7.6%	935	6.2%	797	5.3%
20,000	1次	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,217	6.1%	1,125	5.6%
	2次	1,220	6.1%	770	3.9%	630	3.1%	490	2.5%
	総計	2,890	14.5%	2,120	10.6%	1,847	9.2%	1,615	8.1%
25,000	1次	2,460	9.8%	1,985	7.9%	1,800	7.2%	1,687	6.7%
	2次	1,970	7.9%	1,260	5.0%	1,005	4.0%	865	3.5%
	総計	4,430	17.7%	3,245	13.0%	2,805	11.2%	2,552	10.2%
30,000	1次	3,460	11.5%	2,860	9.5%	2,540	8.5%	2,350	7.8%
	2次	2,860	9.5%	1,840	6.1%	1,440	4.8%	1,240	4.1%
	総計	6,320	21.1%	4,700	15.7%	3,980	13.3%	3,590	12.0%
40,000	1次	5,460	13.7%	4,610	11.5%	4,155	10.4%	3,850	9.6%
	2次	4,860	12.2%	3,340	8.4%	2,460	6.1%	2,120	5.3%
	総計	10,320	25.8%	7,950	19.9%	6,615	16.5%	5,970	14.9%
50,000	1次	7,605	15.2%	6,555	13.1%	5,962	11.9%	5,500	11.0%
	2次	6,930	13.9%	4,920	9.8%	3,960	7.9%	3,120	6.2%
	総計	14,535	29.1%	11,475	23.0%	9,922	19.8%	8,620	17.2%
70,000	1次	12,250	17.5%	10,870	15.5%	9,885	14.1%	9,300	13.3%
	2次	11,500	16.4%	8,920	12.7%	6,980	10.0%	6,080	8.7%
	総計	23,750	33.9%	19,790	28.3%	16,865	24.1%	15,380	22.0%
100,000	1次	19,750	19.8%	17,810	17.8%	16,635	16.6%	15,650	15.7%
	2次	19,000	19.0%	15,210	15.2%	12,980	13.0%	11,040	11.0%
	総計	38,750	38.8%	33,020	33.0%	29,615	29.6%	26,690	26.7%

- ①配偶者固有の財産はなく、配偶者は一次相続で取得した財産をすべて遺したまま死亡したと仮定しています。
- ②法定相続割合で相続した場合の相続税概算を表します。
- ③配偶者の税額軽減を適用し、計算しています。
- ④税額は万円未満を四捨五入した概算です。

- ⑤実効税率=(相続税額÷遺産総額)×100(小数第2位以下四捨五入)
- ⑥子どもは全て成人とし、孫の養子縁組はないものと仮定しています。
- ⑦二次相続時における相次相続控除の適用はないものと仮定しています。
- ⑧相続財産の価額は変動しないものとして計算しています。

# 相続税

## 相続税額・実効税率 早見表

### ■相続人=子どものみ

(単位=万円)

遺産総額 <基礎控除前>	子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども4人	
	相続税額 (合計)	実効税率	相続税額 (合計)	実効税率	相続税額 (合計)	実効税率	相続税額 (合計)	実効税率
5,000	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%	0	0.0%
7,000	480	6.9%	320	4.6%	220	3.1%	160	2.3%
10,000	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%	490	4.9%
15,000	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%	1,240	8.3%
20,000	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%	2,120	10.6%
25,000	6,930	27.7%	4,920	19.7%	3,960	15.8%	3,120	12.5%
30,000	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%	4,580	15.3%
40,000	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.4%	7,580	19.0%
50,000	19,000	38.0%	15,210	30.4%	12,980	26.0%	11,040	22.1%
70,000	29,320	41.9%	24,500	35.0%	21,240	30.3%	19,040	27.2%
100,000	45,820	45.8%	39,500	39.5%	35,000	35.0%	31,770	31.8%

①法定相続割合で相続した場合の相続税概算を表します。

②税額は万円未満を四捨五入した概算です。

③実効税率=(相続税額÷遺産総額)×100(小数第2位以下四捨五入)

④子どもは全て成人とし、孫の養子縁組はないものと仮定しています。

## 贈与税の速算表

### ■【特例贈与】20歳以上の者※が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除後の課税価額(万円) A	税率(%) B	控除額(万円) C
超 以下 0 ~ 200	10%	—
200 ~ 400	15%	10
400 ~ 600	20%	30
600 ~ 1,000	30%	90
1,000 ~ 1,500	40%	190
1,500 ~ 3,000	45%	265
3,000 ~ 4,500	50%	415
4,500 ~	55%	640

※贈与があった年の1月1日時点で20歳以上の者を指します。2022年4月1日からは成年年齢が18歳になります。よって、上記施行日以後は、特例贈与の受贈者の年齢は、「その年の1月1日において18歳以上の者」に改正されます。

### ■【一般贈与】上記以外の贈与の場合

基礎控除後の課税価額(万円) A	税率(%) B	控除額(万円) C
超 以下 0 ~ 200	10%	—
200 ~ 300	15%	10
300 ~ 400	20%	25
400 ~ 600	30%	65
600 ~ 1,000	40%	125
1,000 ~ 1,500	45%	175
1,500 ~ 3,000	50%	250
3,000 ~	55%	400

#### 計算方法

\* 贈与により上記の特例贈与財産または一般贈与財産のいずれかのみ財産を取得した場合

$$\text{贈与税} = \{ \text{贈与財産の価額} - \text{基礎控除額(110万円)} \} \text{A} \times \text{税率} \text{B} - \text{控除額} \text{C}$$

# 贈 与 税

## 贈与税額・実効税率 早見表

### ■【特例贈与】20歳以上の者※が直系尊属から贈与を受けた場合

(単位=万円)

贈与価額	贈与税額	実効税率	贈与価額	贈与税額	実効税率
110	0	0.0%	1,550	386	24.9%
150	4	2.7%	1,600	406	25.4%
200	9	4.5%	1,650	428	25.9%
250	14	5.6%	1,700	451	26.5%
300	19	6.3%	1,750	473	27.0%
350	26	7.4%	1,800	496	27.5%
400	34	8.4%	1,850	518	28.0%
450	41	9.1%	1,900	541	28.4%
500	49	9.7%	1,950	563	28.9%
550	58	10.5%	2,000	586	29.3%
600	68	11.3%	2,050	608	29.7%
650	78	12.0%	2,100	631	30.0%
700	88	12.6%	2,150	653	30.4%
750	102	13.6%	2,200	676	30.7%
800	117	14.6%	2,250	698	31.0%
850	132	15.5%	2,300	721	31.3%
900	147	16.3%	2,350	743	31.6%
950	162	17.1%	2,400	766	31.9%
1,000	177	17.7%	2,450	788	32.2%
1,050	192	18.3%	2,500	811	32.4%
1,100	207	18.8%	2,550	833	32.7%
1,150	226	19.7%	2,600	856	32.9%
1,200	246	20.5%	2,650	878	33.1%
1,250	266	21.3%	2,700	901	33.4%
1,300	286	22.0%	2,750	923	33.6%
1,350	306	22.7%	2,800	946	33.8%
1,400	326	23.3%	2,850	968	34.0%
1,450	346	23.9%	2,900	991	34.2%
1,500	366	24.4%			

※贈与があった年の1月1日時点で20歳以上の者を指します。2022年4月1日からは成年年齢が18歳になります。  
よって、上記施行日以後は、特例贈与の受贈者の年齢は、「その年の1月1日において18歳以上の者」に改正されます。

- ①贈与価額は基礎控除前の価額を表しています。
- ②贈与により特例贈与財産のみの財産を取得した場合を表しています。
- ③税額は万円未満を四捨五入した概算です。
- ④実効税率=(贈与税額÷贈与価額)×100(小数第2位以下四捨五入)

# 贈 与 税

## 贈与税額・実効税率 早見表

### ■【一般贈与】前ページ以外の贈与の場合

(単位=万円)

贈与価額	贈与税額	実効税率	贈与価額	贈与税額	実効税率
110	0	0.0%	1,550	473	30.5%
150	4	2.7%	1,600	496	31.0%
200	9	4.5%	1,650	520	31.5%
250	14	5.6%	1,700	545	32.1%
300	19	6.3%	1,750	570	32.6%
350	26	7.4%	1,800	595	33.1%
400	34	8.4%	1,850	620	33.5%
450	43	9.6%	1,900	645	33.9%
500	53	10.6%	1,950	670	34.4%
550	67	12.2%	2,000	695	34.8%
600	82	13.7%	2,050	720	35.1%
650	97	14.9%	2,100	745	35.5%
700	112	16.0%	2,150	770	35.8%
750	131	17.5%	2,200	795	36.1%
800	151	18.9%	2,250	820	36.4%
850	171	20.1%	2,300	845	36.7%
900	191	21.2%	2,350	870	37.0%
950	211	22.2%	2,400	895	37.3%
1,000	231	23.1%	2,450	920	37.6%
1,050	251	23.9%	2,500	945	37.8%
1,100	271	24.6%	2,550	970	38.0%
1,150	293	25.5%	2,600	995	38.3%
1,200	316	26.3%	2,650	1,020	38.5%
1,250	338	27.0%	2,700	1,045	38.7%
1,300	361	27.7%	2,750	1,070	38.9%
1,350	383	28.4%	2,800	1,095	39.1%
1,400	406	29.0%	2,850	1,120	39.3%
1,450	428	29.5%	2,900	1,145	39.5%
1,500	451	30.0%			

- ①贈与価額は基礎控除前の価額を表しています。
- ②贈与により一般贈与財産のみの財産を取得した場合を表しています。
- ③税額は万円未満を四捨五入した概算です。
- ④実効税率=(贈与税額÷贈与価額)×100(小数第2位以下四捨五入)

# 法人税等

2021年4月1日から2023年3月31日までに開始する事業年度の法人税実効税率

■ 一般法人 … 33.58%

■ 医療法人 … 27.21%  
(社会保険診療報酬等に係る実効税率)

## <前提条件>

中小法人における所得金額年800万円超の部分の実効税率。なお、中小法人とは期末資本金の額が1億円以下の法人(資本金の額が5億円以上の法人の完全子会社等を除く)をいう。

・法人事業税は標準税率、軽減税率適用法人として算出。

・特別法人事業税は外形標準課税法人・特別法人以外の法人として算出。

・法人住民税は標準税率として算出。

・実効税率は次の計算式で算出。

$$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{法人住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{法人事業税率} \times (1 + \text{特別法人事業税率})}{1 + \text{法人事業税率} \times (1 + \text{特別法人事業税率})}$$

当資料は2021年5月現在の税制・法令等に基づいてご参考までに一般的な試算をしたものであり、概算値ですので税務申告等には利用できません。今後の税制・法令改正等により内容が変更になる場合があります。個別具体的な税務の取扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。当社では生命保険の有効活用により、お客さまがお悩みの問題解決に向けてサポートいたします。

■お問い合わせ先